

簡易公募型プロポ - ザル方式に係る手続開始の公告の訂正について

平成22年5月21日付けで公告を行った「北陸自動車道 渦東高架橋耐震補強設計」の簡易公募型プロポ - ザル方式に係る手続開始の公告について訂正すると共に、以降の手続日程を変更します。

平成22年6月9日
 (契約責任者) 東日本高速道路株式会社 新潟支社
 支社長 白石 善雄

1. 訂正

誤	正
<p>2. 競争参加資格</p> <p>(6) 企業に必要とされる同種又は類似業務の実績 当該業務に参加希望する企業は、下記に示される同種業務又は類似業務に1件以上の実績を有さなければならない。</p>	<p>2. 競争参加資格</p> <p>(6) 企業に必要とされる同種又は類似業務の実績 当該業務に参加希望する企業は、下記に示される同種業務又は類似業務について、<u>平成12年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。</u></p>
<p>4. 参加表明書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(4) 技術提案書の提出者を選定するための基準 参加表明書の評価項目等は、以下のとおりである。</p> <p>表中、参加表明者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、成果の確実性 平成12年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容 下記の順位で評価する。 <u>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</u></p> <p>同種業務の発注機関がNEXCO(東日本・中日本・西日本)及び旧JHで平成12年度以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績 同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。65点未満の業務については加点しない。</p> <p>表中、参加表明者の経験及び能力、事故及び不誠実な行為 平成20年6月18日以降において、「粗雑工事等」・「契約違反」・「公衆損害事故」・「工事関係者事故」によりNEXCO東日本から競争参加資格停止の措置がある場合は、評価を減ずる。</p>	<p>4. 参加表明書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(4) 技術提案書の提出者を選定するための基準 参加表明書の評価項目等は、以下のとおりである。 <u>ただし、記2「競争参加資格」のうち(6)及び(7)ロ.に示す企業及び配置予定技術者に求める同種又は類似業務の実績は平成12年度以降とするが、技術提案書の提出者を選定するための同種又は類似業務の加点対象となる実績は平成15年度以降とする。</u></p> <p>表中、参加表明者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、成果の確実性 平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容 下記の順位で評価する。 <u>上記に該当しない。</u> 0点</p> <p>同種業務の発注機関がNEXCO(東日本・中日本・西日本)及び旧JHで平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績 添付された同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。<u>成績評定点の通知の写しがない場合及び65点未満の業務については加点しない。</u></p> <p>表中、参加表明者の経験及び能力、事故及び不誠実な行為 平成20年7月2日以降において、「粗雑工事等」・「契約違反」・「公衆損害事故」・「工事関係者事故」によりNEXCO東日本から競争参加資格停止の措置がある場合は、評価を減ずる。</p>

<p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、成果の確実性</p> <p>平成12年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p><u>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</u></p> <p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、成績評定、専門技術力、業務執行技術力</p> <p>同種業務の発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本）及び旧JHで平成12年度以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績</p> <p>同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。65点未満の業務については加點しない。</p>	<p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、成果の確実性</p> <p>平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p><u>上記に該当しない。</u> <u>0点</u></p> <p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、成績評定、専門技術力、業務執行技術力</p> <p>同種業務の発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本）及び旧JHで平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績</p> <p><u>添付された同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。成績評定点の通知の写しがない場合及び65点未満の業務については加點しない。</u></p>
<p>5．技術提案書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(3) 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。</p> <p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、成果の確実性</p> <p>平成12年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p><u>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</u></p> <p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、成績評定、専門技術力、業務執行技術力</p> <p>同種業務の発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本）及び旧JHで平成12年度以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績</p> <p>同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。65点未満の業務については加點しない。</p> <p>表中、予定担当技術者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、業務執行技術力</p> <p>平成12年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容</p>	<p>5．技術提案書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(3) 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。</p> <p><u>ただし、記2「競争参加資格」のうち(6)及び(7)ロ．に示す企業及び配置予定技術者に求める同種又は類似業務の実績は平成12年度以降とするが、技術提案書を特定するための同種又は類似業務の加點対象となる実績は平成15年度以降とする。</u></p> <p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、成果の確実性</p> <p>平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p><u>上記に該当しない。</u> <u>0点</u></p> <p>表中、予定管理技術者の経験及び能力、成績評定、専門技術力、業務執行技術力</p> <p>同種業務の発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本）及び旧JHで平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績</p> <p><u>添付された同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。成績評定点の通知の写しがない場合及び65点未満の業務については加點しない。</u></p> <p>表中、予定担当技術者の経験及び能力、資格実績等、専門技術力、業務執行技術力</p> <p>平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容</p>

2. 手続日程変更

変 更 前	変 更 後
<p>2. 競争参加資格</p> <p>(7) 配置予定管理技術者に対する要件は以下のとおりとする。</p> <p>ハ. 手持ち業務量 平成22年6月18日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)</p>	<p>2. 競争参加資格</p> <p>(7) 配置予定管理技術者に対する要件は以下のとおりとする。</p> <p>ハ. 手持ち業務量 平成22年7月2日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)</p>
<p>3. 契約関係手続きに関する担当部署等</p> <p>(2) 関係書類の交付期間及び場所 イ. 交付期間: 手続開始公告の日から平成22年6月18日(金)まで。</p> <p>(3) 手続開始公告等に対する質問及び回答 イ. 手続開始公告及び関係書類等に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出すること。 提出期間: 手続開始公告の日から平成22年8月2日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。</p>	<p>3. 契約関係手続きに関する担当部署等</p> <p>(2) 関係書類の交付期間及び場所 ロ. 交付期間: 手続開始公告の日から平成22年7月2日(金)まで。</p> <p>(3) 手続開始公告等に対する質問及び回答 イ. 手続開始公告及び関係書類等に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出すること。 提出期間: 手続開始公告の日から平成22年8月23日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。</p>
<p>4. 参加表明書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(1) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等 イ. 提出期間: 手続開始公告の日から平成22年6月18日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。</p>	<p>4. 参加表明書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(1) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等 イ. 提出期間: 手続開始公告の日から平成22年7月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。</p>
<p>5. 技術提案書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(1) 技術提案書の提出期間、場所及び方法等 イ. 提出期間: 記4(5)の選定通知日から平成22年7月14日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。</p> <p>(4) 技術提案書に関するヒアリング イ. 以下のとおりヒアリングを行う。 実施期間: 平成22年7月20日(火)を予定</p>	<p>5. 技術提案書の提出及び作成等に関する事項</p> <p>(1) 技術提案書の提出期間、場所及び方法等 イ. 提出期間: 記4(5)の選定通知日から平成22年7月29日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。</p> <p>(4) 技術提案書に関するヒアリング イ. 以下のとおりヒアリングを行う。 実施期間: 平成22年8月3日(火)を予定</p>

訂正後の手続開始公告については、別添のとおりです。

以 上

簡易公募型プロポ - ギャル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務の関係書類は、当社ホームページからのダウンロードにより入手する方式ですので、ご注意ください。

平成22年5月21日
(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 白石 善雄

記

1. 業務概要

(1) 業務名 北陸自動車道 潟東高架橋耐震補強設計

(2) 業務箇所

自) 新潟県燕市大字佐渡

至) 新潟県新潟市西区鳥原

(3) 業務内容等

本業務は新潟管理事務所管内における潟東高架橋他18橋の耐震補強設計(橋脚補強設計、落橋防止システム設計)である。

(4) 履行期間

180日間

(5) 成果品

イ. 橋脚補強設計 2橋

ロ. 落橋防止システム設計(縁端拡幅、落橋防止装置) 19橋

(6) その他

本業務は、落札者と協議し、落札者の同意を得た場合に電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行う電子契約対象工事である。

2. 競争参加資格

当該業務にかかる競争に参加するためには、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ契約責任者による競争参加資格確認の結果、競争参加資格が有ると認められる必要がある。

(1) 「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)」第6条の規定に該当しない者であること。

【東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)より抜粋】

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、特別の理由がある場合を除くほか、競争への参加を認めてはならない。

一 民法に規定する制限行為能力者である個人(個人とは自然人をいう。以下本条において同じ。)

二 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人

2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実が明らかになった日から2年間、競争への参加を認めないことができる。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人(当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。)

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人

- 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人
 - 四 監督または検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人
 - 七 その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人
 - 八 前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から2年以内に、会社との契約において使用した個人又は法人
- 3 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、その間において、競争への参加を認めないことができる。
- 一 会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不適当であると認められる個人又は法人
 - 二 前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人又は法人(当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。)
- 4 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その間において、競争への参加を認めてはならない。
- 一 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者
 - 二 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者
 - 三 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした法人で、更正手続開始の決定を得ない者
 - 四 経営状態が著しく不健全であると認められる個人又は法人
 - 五 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人(当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。)
 - 六 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

- (2) 東日本高速道路株式会社(以下「当社」という。)による「平成21・22年度調査等競争参加資格審査」において、「橋梁設計」の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、それら手続開始の決定後、改めて記2(2)の競争参加資格について再認定を受けている場合を除く。
- (4) 記4(1)に示す参加表明書の提出期間の最終日から契約相手方決定の日までの期間に、「競争参加資格停止等事務処理要領の制定について(平成18年8月7日東高契第269号)」に基づき、当社から「地域4」において競争参加資格停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から建設コンサルタント業務等への排除要請がされている者でないこと。
- (6) 企業に必要とされる同種又は類似業務の実績
 当該業務に参加希望する企業は、下記に示される同種業務又は類似業務について、平成12年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。
- イ. 同種業務: 道路橋における耐震補強設計
 - ロ. 類似業務: 耐震補強設計
- (7) 配置予定管理技術者に対する要件は以下のとおりとする。
- イ. 技術者資格
 技術士[総合技術監理部門(建設部門:鋼構造及びコンクリート)]又は技術士[建設部門(鋼構造又はコンクリート)]を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13

年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に4年以上従事している者。]又はRCCM（鋼構造又はコンクリート）のいずれかの資格を有さなければならない。

（1）外国資格を有する技術者（WTO協定締約国又は日本国に対し建設市場が開放的であると認められる国又は地域の業者に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

また、競争参加資格等確認申請書の提出期間の最終日までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格等確認申請書を提出することができるが、この場合は、入札及び開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

ロ．必要とされる同種又は類似業務の実績

下記に示される「同種又は類似業務」について、平成12年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：道路橋における耐震補強設計

類似業務：耐震補強設計

八. 手持ち業務量

平成22年7月2日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）

1件の契約金額が500万円以上の手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合は選定しない。

契約金額の合計が4億円以上

契約件数の合計が10件以上

なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、

契約金額の合計が2億円以上

契約件数の合計が5件以上とする。

3. 契約関係手続きに関する担当部署等

（1）担当部署

東日本高速道路株式会社 新潟支社 総合調整部 調達契約課

（住所）〒950-1101 新潟県新潟市西区山田2310-1

（電話番号）025-234-7114

（2）関係書類の交付期間及び場所

関係書類は、本業務の参加希望者に以下のとおり交付する。

イ．交付期間：手続開始公告の日から平成22年7月2日（金）まで。

ロ．交付方法：手続開始公告の写し、金抜設計書、仕様書案、図面等、調査等請負契約書、入札者に対する指示書（本業務では、【郵送入札】《調査等》を用いるものとする。）等の設計図書については当社ホームページの本公告の掲載箇所からダウンロードにより入手する方式とする。

（3）手続開始公告等に対する質問及び回答

イ．手続開始公告及び関係書類等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により提出すること。

提出期間：手続開始公告の日から平成22年8月23日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

提出場所：記3（1）に示す担当部署。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）によること。普通郵便・電送によるものは受け付けない。（郵送にて送付する場合は、提出期間内に必着すること。）

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

ロ．提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内（行政機関の休日を含み

ない。)に文書で回答するものとし、次のとおりホームページでの閲覧に供する。

閲覧期間：回答書閲覧開始の日から見積合せの日まで。

閲覧場所：当社ホームページの本公告の掲載箇所「その他契約情報」で閲覧に供する。

4. 参加表明書の提出及び作成等に関する事項

企業は、下記に示す事項に留意のうえ参加表明書を作成し提出すること。

(1) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

イ. 提出期間：手続開始公告の日から平成22年7月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

ロ. 提出場所：記3(1)に示す担当部署。

ハ. 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る)によること。普通郵便・電送によるものは受け付けない。(郵送にて送付する場合は、提出期限内に必着すること。)

(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

イ. 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添1(様式-1~5)とし、A4判1枚以内とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、様式は全て記載するものとし、下記ロ.に示す記載事項の様式に記載がない場合や欠落があった場合には選定しない。

ロ. 参加表明書の記載上の留意事項

記載事項	作成にかかる留意事項
参加表明書 (様式-1)	提出者欄を全て記載し、社印を押印の上提出すること。 参加表明書の問合せのため、作成者連絡先を全て記載すること。なお、作成者が提出者と同じ場合でも省略しないこと。 提出年月日の記載がない場合は受理しないことがある。
業務実施体制 (様式-2)	参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。(調査等共通仕様書1-18-2に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること。 調査等共通仕様書1-18-1に示す「主たる部分」・1-47-2に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。
企業の同種又は類似業務の実績 (様式-3)	記2(6)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」(以下「TECRIS」という。)に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 発注機関に対し受渡しを行ったことを証する書類の写し(受渡書) 記載した業務の発注機関がNEXCO東日本・中日本・西日本の場合で「調査等成績評定通知書」(以下「成績評定点」という。)の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 記載にあたっては、様式3に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
配置予定管理技術者の資格等 (様式-4)	記2(7)イに示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を記載すること。 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 従事期間は、「橋梁設計業務」に関する実務経験年数を記載する。 手持ち業務は、入札公示の日を基準日として、記2(7)ハに示す対象業務がある場合に記載するものとする。 記載にあたっては、様式4に示す《記載上の注意事項》に従うこと。

<p>配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (様式 - 5)</p>	<p>記2(7)ロに示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。なお、同種業務が複数ある場合は最大3件まで記載すること。</p> <p>同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>発注機関に対し受渡しを行ったことを証する書類の写し(受渡書) 記載した業務の発注機関がNEXCO東日本・中日本・西日本の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 記載にあたっては、様式5に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
---	---

(3) 契約書類の写し

企業の経験及び業務実施能力における、同種又は類似の業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書類の写しを提出する必要はない。

(4) 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目等は、以下のとおりである。

ただし、記2「競争参加資格」のうち(6)及び(7)ロに示す企業及び配置予定技術者に求める同種又は類似業務の実績は平成12年度以降とするが、技術提案書の提出者を選定するための同種又は類似業務の加点対象となる実績は平成15年度以降とする。

				評価項目		配点
				評価基準		
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		<p>下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 なお、「主たる部分」「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」：調査等共通仕様書1-18-1に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」：調査等共通仕様書1-47-2に示す部分</p>		
参加表明者の経験及び能力	資格実績等	専門技術力	成果の確実性	平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	<p>下記の順で評価する。 同種業務の実績がある。 類似業務の実績がある。 上記に該当しない。</p>	10点 4点 0点
				同種業務の発注機関がNEXCO(東日本・中日本・西日本)及び旧JHで平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績	<p>添付された同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。成績評定点の通知の写しがない場合及び65点未満の業務については加点しない。 最高成績評定点の者に満点を付す。 最高成績評定点の者と65点の間に位置する成績評定点の者は、その成績評定点の割合に応じて点数を付す。</p>	20点 20~0点
		事故及び不誠実な行為		平成20年7月2日以降において、「粗雑工事等」・「契約違反」・「公衆損害事故」・「工事関係者事故」によりNEXCO東日本から競争参加資格停止の措置がある場合は、評価を減ずる。		10点

予定管理技術者の経験及び能力	資格実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 技術士〔総合技術監理部門（建設部門 - 鋼構造及びコンクリート）〕を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に4年以上従事している者。 RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。 なお、上記 . . . に該当しない場合は選定しない。	25点 20点 10点
	専門技術力	成果の確実性	平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 同種業務の実績が3件ある。 同種業務の実績が2件ある。 同種業務の実績が1件ある。 類似業務の実績がある。 上記に該当しない	25点 20点 15点 10点 0点
	専任性	手持ち業務金額及び件数		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・1件の契約金額が500万円以上の手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。 契約金額の合計が4億円以上 契約件数の合計が10件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、契約金額の合計が2億円以上、契約件数の合計が5件以上とする。	
	成績評定	専門技術力	業務執行技術力	同種業務の発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本）及び旧JHで平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種業務の成績	添付された同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。成績評定点の通知の写しがない場合及び65点未満の業務については加算しない。なお、複数業務ある場合は、平均の成績評定点で評価する。 最高成績評定点の者に満点を付す。 最高成績評定点の者と65点の間に位置する成績評定点の者は、その成績評定点の割合に応じて点数を付す。
合 計					100点

(5) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者は3者を選定する。ただし、同評価の提出者が3者を超えて存在する場合はこの限りではない。なお、技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

イ. 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知する。

ロ. 上記イ.の通知を受けた者は、通知の日から起算して7日(行政機関の休日を含まない)以内に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して非選定理由について説明を求められることができる。

ハ. 上記ロ.の回答は、説明を求められることができる最終日から起算して5日以内(行政機関の休日を含む。)に書面により行う。

ニ. 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所：記3(1)に示す担当部署。

受付時間：午前10時から午後4時まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

5. 技術提案書の提出及び作成等に関する事項

記4(5)により選定された企業は、下記に示す事項に留意のうえ技術提案書を作成し提出すること。

(1) 技術提案書の提出期間、場所及び方法等

イ. 提出期間：記4(5)の選定通知日から平成22年7月29日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

ロ. 提出場所：記3(1)に示す担当部署。

ハ. 提出方法：8部を持参すること。

(2) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

イ. 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。なお、様式は全て記載するものとし、下記ロ.に示す記載事項の様式に記載がない場合や欠落があった場合には特定しない。

ロ. 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添 2(様式-1~4)とし、A4判で1枚以内とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

ハ. 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	作成にかかる留意事項
技術提案書 (様式-1)	提出者欄を全て記載し、社印を押印の上提出すること。 技術提案書の問合せのため、作成者連絡先を全て記載すること。なお、作成者が提出者と同じ場合でも省略しないこと。 提出年月日の記載がない場合は受理しないことがある。
配置予定管理技術者の資格等、同種又は類似業務の経験、同種業務の成績	参加表明書様式4,5で評価するため再提出の必要はない。
配置予定担当技術者の資格等 (様式-2)	記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 従事期間は、「橋梁設計業務」に関する実務経験年数を記載する。 手持ち業務は、入札公示の日を基準日として、上記5(2)に示す対象業務がある場合に記載するものとする。 記載にあたっては、様式3に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験 (様式-3)	同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 発注機関に対し受渡しを行ったことを証する書類の写し(受渡書) 記載にあたっては、様式3に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
業務への取り組み方針 (様式-4)	業務への取り組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 業務の実施方針には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。 業務の実施フロー、計画工程表、照査実施方法について簡潔に記載する。 実施の手順を示す計画工程表及び照査実施方法は、別途作成し様式4に添付するものとする。(用紙のサイズはA4で各1枚とする。) 設計手法、施工方法等について新技術の導入が可能な場合は、その概要・実績等を記載する。

参考見積 (様式自由)	参考見積は、技術提案書を特定するための評価に用いる。 本調査等の金抜設計書に基づき記載する。
----------------	---

二．業務量の目安

本業務の業務量は3,500万円（税込み）程度を想定している。

ホ．参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。ただし、その取扱いは積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いることとする。その際の評価の着目点は下記（3）に示す。

（3）技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

ただし、記2「競争参加資格」のうち（6）及び（7）ロ．に示す企業及び配置予定技術者に求める同種又は類似業務の実績は平成12年度以降とするが、技術提案書を特定するための同種又は類似業務の加点対象となる実績は平成15年度以降とする。

評価基準					配点
判断基準					
予定 管理 技術者 の 経験 及 び 能力	資格実績等	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 技術士〔総合技術監理部門（建設部門 - 鋼構造及びコンクリート）を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に4年以上従事している者。 RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。 なお、資格を有しない場合は特定しない。	5点 4点 2点
		専門技術力	平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 同種業務の実績が3件ある。 同種業務の実績が2件ある。 同種業務の実績が1件ある。 類似業務の実績がある。 上記に該当しない。	20点 16点 12点 8点 0点
	成績評定	業務執行技術力	同種業務の発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本）及び旧JHで平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種業務の成績	添付された同種業務の成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。成績評定点の通知の写しがない場合及び65点未満の業務については加点しない。なお、複数業務ある場合は、平均の成績評定点で評価する。 最高成績評定点の者に満点を付す。 最高成績評定点の者と65点の間に位置する成績評定点の者は、その成績評定点の割合に応じて点数を付す。	20点 20～0点

予定 担当 技術者 の 経験 及び 能力	資格 実績 等	資格 要件	技術者 資格	技術者資格等、 その専門分野の 内容	担当技術者について、下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 技術士〔総合技術監理部門（建設部門 - 鋼構造及びコンクリート）〕を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に4年以上従事している者。 RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RC CM資格制度規程による登録を行っている者。 上記に該当しない。	5点 4点 2点 0点
	専門 技術 力	業務 執行 技術 力	平成15年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	担当技術者について、下記の順位で評価する。 同種業務の実績がある。 類似業務の実績がある。 上記に該当しない。	10点 4点 0点	
小 計						60点

ロ．ヒアリングの評価項目等は、以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配 点
業務理解度	当該業務を実施する上で、本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合及び取組み意欲が高い場合に優位に評価する。	10～0点
実施手順及び実施体制	当該業務を実施する上で、必要な道路構造条件、地理地形的条件、気象条件等の課題について把握した上で、業務実施手順を示す実施フローや実施体制、業務の状況を示す工程計画、照査実施方法の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10～0点
専門技術力	実績としてあげた業務を中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	10～0点
質疑応答性	質問に対する応答が誠実かつ明快な場合に優位に評価する。	10～0点
小 計		40点

（４）技術提案書に関するヒアリング

イ．以下のとおりヒアリングを行う。

実施場所：新潟支社会議室

実施期間：平成22年8月3日（火）を予定

ヒアリングの日時は協議の上、決定する。

出席者：配置予定の管理技術者

ロ．ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

配置予定管理技術者の経歴及び業務実績について

業務への取り組み姿勢(業務の実施方針、実施フロー、実施体制、工程計画、照査実施方法等)について

その他

ハ．ヒアリング時の追加資料は受理しない。

（５）特定及び非特定理由に関する事項

イ．技術提案書を特定するための評価点とヒアリングの評価点の合計点数が、最も高い者を特定

する。

ロ．特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知する。

ハ．提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により通知する。

ニ．上記ハ.の通知を受けた者は、通知の日から起算して7日以内(行政機関の休日を含まない)に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ホ．上記ニ.の回答は、説明を求めることができる最終日から起算して5日以内(行政機関の休日を含む。)に書面により行う。

ヘ．非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所：記3(1)に示す担当部署。

受付時間：午前10時から午後4時まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

ト．上記への回答に不服がある者は、同回答書の通知日から7日以内(行政機関の休日を含まない)に書面により、契約責任者に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は新潟支社入札監視委員会が行う。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証 不要

(3) 契約保証 必要

契約相手方として決定された者は、契約決定後10日以内(休日(土、日及び祝日)を含む。ただし、お盆(8/13-8/17)及び年末年始(12/29-翌1/3)は除く。)に、契約金額(税込)の10分の1以上に相当する契約保証等の証書を提出することとする。なお、低入札価格調査を実施した場合の契約保証は、契約金額(税込)の10分の3以上に相当する金額とする。

ただし、金融機関等の保証または公共工事履行保証(金銭保証に限る)を受けること、もしくは履行保証保険契約を締結することに限る。

(4) 契約書作成の要否 要

別冊契約書案により契約書を作成するものとする。

(5) 支払条件

イ．前金払 有：本契約の相手方は別冊契約書案第34条に基づき前払金の請求をすることができる。

ロ．部分払 無：

(6) 記2(2)に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も、記4(1)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書の提出時までには当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」に基づく競争参加資格停止を行うことがある。

(9) 提出期間内に参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(10) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

(11) 提出された技術提案書は、技術提案者の特定以外には提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(12) 提出期間以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡等極めて

特別な事情により変更が必要となったときは、理由を添えて速やかに記3(1)に示す担当部署に申し出るものとし、契約責任者がやむを得ない理由であり、且つ変更後の技術者が、当初の配置予定技術者と同等以上であると認めるときは変更することができる。

(13) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(14) 契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

(15) 入札に関する一般的な質問については「入札参加に必要な書類や入札に関する良くある質問と回答」を参照のこと。

(<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/pdfs/faq.pdf>)

以 上

参加表明書

(調査等名) 北陸自動車道 潟東高架橋耐震補強設計

標記業務について関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、上記業務の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。
- ・当社は、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている法人ではありません。
- ・当社は、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から公共建設コンサルタント業務等への排除要請がされている法人ではありません。
- ・今後、契約決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社
新潟支社長 殿

仕入先コード

住所

会社名

代表者

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

業務実施体制

【委任、下請負又は技術協力を予定する場合】

委任若しくは下請負の予定	委任（下請負）先	(備考)
	委任（下請負）内容	
学識経験者等への技術協力の予定	協力先（協力者）	(備考)
	協力を求める内容	

《記載上の注意事項》

他の建設コンサルタント等に該当業務の一部を委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、共通仕様書に示す「業務の主たる部分」を委任してはならない。

企業の同種又は類似業務の実績

業務分類	同種（又は類似）業務
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
成績評定点	
業務概要	

《添付資料》

TECRIS登録している場合は、上表「TECRIS登録番号」に記載したTECRISの写しを添付すること。

TECRIS登録していない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

上表「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者(NEXCO(東日本・中日本・西日本)及び旧JH)から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。

《記載上の注意事項》

同種業務又は類似業務について1件記載すること。

上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」の内容を確認できる事項を優先的に記載すること。

配置予定管理技術者の資格等

氏名					
生年月日					
現職	所属				
	役職				
資格	資格の種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 (建設部門 - 鋼構造又はコンクリート)		-	-
		建設部門 (鋼構造又はコンクリート) 平成12年度試験以前合格者		-	-
		建設部門 (鋼構造又はコンクリート) 平成13年度試験以前合格者		年 ヶ月	年 ヶ月
RCCM	鋼構造又はコンクリート部門		-	-	
従事期間	(鋼構造又はコンクリート)部門の従事期間			従事期間	年
手持ち業務の状況 契約金額が500万円以上の手持ち業務を記載	業務名 (TECRIS登録番号)	発注者名		履行期間	契約金額 (百万円)
	例) 自動車道 業務 (000000)	NEXCO 日本		H00.00.00 H00.00.00	低入札 00
		契約総額			

《添付資料》

上表資格に記載した資格に関する「登録証」の写しを添付するものとする。

《記載上の注意事項》

従事期間には(鋼構造又はコンクリート)部門での実務経験従事期間を記載する。

手持ち業務の状況で、TECRIS登録を行っている場合は、業務名の下段に登録番号を記載すること。

手持ち業務の状況で、当該業務の発注機関の低入札価格調査対象業務となった業務については、契約金額の上段に「低入札」と記載すること。

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

配置予定管理技術者名			
業務分類	同種（又は類似）業務	同種（又は類似）業務	同種（又は類似）業務
業務名			
TECRIS登録番号			
契約金額			
履行期間			
発注者名			
成績評定点			
業務概要			

《添付資料》

TECRIS登録している場合は、上表「TECRIS登録番号」に記載したTECRISの写しを添付すること。

TECRIS登録していない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

上表「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者(NEXCO(東日本・中日本・西日本)及び旧JH)から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。

《記載上の注意事項》

同種業務又は類似業務について、できるだけ3件記載すること。

上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」の内容を確認できる事項を優先的に記載すること。

技 術 提 案 書

(調査等名) 北陸自動車道 潟東高架橋耐震補強設計

標記業務について、平成 年 月 日付け東高新支総契約第 号にて要請がありました、技術提案書を提出します。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社
新潟支社長 殿

仕入先コード

住所

会社名

代表者

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

配置予定担当技術者の資格等

氏名					
当該業務における役職等	記載例 担当技術者(設計を担当)				
生年月日					
現職	所属				
	役職				
資格	資格の種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 (建設部門 - 鋼構造又はコンクリート)		-	-
		建設部門 (鋼構造又はコンクリート) 平成12年度試験以前合格者		-	-
		建設部門 (鋼構造又はコンクリート) 平成13年度試験以前合格者		年 ヶ月	年 ヶ月
	RCCM	鋼構造又はコンクリート部門		-	-

《添付資料》

上表資格に記載した資格に関する「登録証」の写しを添付するものとする。

《注意事項》

担当技術者は、代表的な者を1名記載するものとする。

配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験

配置予定担当技術者名	
当該業務における役職	記載例 (設計を担当)
業務分類	同種 (又は類似) 業務
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
業務概要	

《添付資料》

TECRIS登録している場合は、上表「TECRIS登録番号」に記載したTECRISの写しを添付すること。
TECRIS登録していない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

《記載上の注意事項》

配置予定担当技術者の同種業務、類似業務は下記のとおりである。

- ・ 同種業務 道路橋における耐震補強設計
- ・ 類似業務 耐震補強設計

同種業務又は類似業務の経験について1件記載するものとする。

上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」の内容を確認できる事項を優先的に記載すること。

技術提案書様式2に記載した技術者の経験を記載する。

業務への取組み方針

本業務における業務の実施方針など取組み方針

・業務の実施方針

・実施フロー、実施体制、工程計画、照査実施方法

《記載上の注意事項》

本様式は原則として1枚を上限(基本)とする。

計画工程表(様式自由)・照査実施方法(別紙)を、当該様式に添付すること。

照査実施方法

本業務における照査実施方法を記載する。

照査実施方法

共通仕様書に規定する照査内容を照査技術者が照査する際の照査体制（照査時の当該調査等を担当する技術者との関係）や、照査時期、照査事項等を簡潔に記載する。

	実施方法
設計条件の整合	
設計図書と設計打合せ事項との整合	
設計図面と応力・数量計算書との整合	
その他 様式 . 業務への取組み方針（着眼点に対する実施方針）で特記すべき事項がある場合	

《記載上の注意事項》

本様式は原則として1枚を基本とする。なお、補足資料がある場合は添付すること。